

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条の3第6項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業菱池開墾地区）の変更後の土地改良事業計画の概要につき幸田町及び幸田土地改良区と協議したいので、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第8項の規定により土地改良事業計画の概要を縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、令和8年3月16日までに幸田町長に意見書を提出してください。

令和8年2月16日

愛知県知事 大 村 秀 章

- 書類の名称
土地改良事業計画概要書の写し
- 縦覧の期間
令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで
- 縦覧の場所
幸田町役場
- 意見書の提出方法
書面にて直接幸田町役場へ提出